



相談電話(092)741-4343 24時間年中無休

争いと苦しみ

「福岡いのちの電話」監事

吉野 正

(弁護士)



人は生きている限り、他者との間であつれきを起こし、争いに直面し、また巻き込まれる。争いの相手方は、他人であることもあるし、身内、親族であることもある。また組織が相手方となることもある。相手方に非があり自分には非がないこともある。他方で自分に非を認めざるを得ない時もある。相手方の立場が強く、自分の方は弱い場合がある。またその逆もある。

生きていく中で、人は常に周囲との良好な人間関係を維持しようと努めるが、実際のところ、非友好的な人間関係に巻き込まれざるを得ない。これは、子供、大人の世界を問わない。中でも人と直接争い、対立する人の悩み、苦しみは特段大きく、また深いことが多い。

人は争いによる悩み苦しみから、できるだけ速やかに解き放たれたいので、対立を一刻も早く自分に有利に終了させ、そして心の平安を得ようと願う。

借金を多く抱えて、その支払いができない時は、たいていの場合は借金をした側に非がある。貸主は貸主が、約束どおり返済しないことを非難する。貸主は、自らに非があることに苦しみ、なんとか約束を履行しようとする。しかし、支払能力がなく返済ができない。解決の出口が見えない中、悩み苦しんだ末、絶望的となり、家族を崩壊させてしまうこともある。例外的ではあるが最悪自殺に至る人もいる。

相手方に非があり、自分の方が正しい時でも、争いになれば、正しい立場で悩み苦しむことが多い。

先の例で、お金を貸した人は、貸主に約束を守れと言える立場である。しかし、貸主が約束どおり返済し

てくれない。何故約束を守らないのかと、初めは怒り、貸主の態度を非難する。後には、何故約束を守らないような人間に金を貸したのか、自らを責める。また夫や妻などの廻りの人からも同じような理由で責められる。

自分にも相手方にもそれなりの非がある場合がある。典型的には離婚である。互いに特別大きな非がある訳ではないが、「性格の不一致」で離婚に至る。このような時は、悩みの範囲もより広く、深くなる。果たして離婚すべきか、夫と妻のどちらが子供を育てるか、子供の養育料、子供の将来、離婚に際しての財産の分配、離婚後の経済生活等、悩み苦しみの種は尽きない。

このような争いを解決する基準は、経験則、倫理、道徳律、契約（約束事）、規則、法律などである。

しかし、このような解決ルールがあっても、実際に起こる問題にあてはめて解決することは容易な事ではない。紛争を解決する過程には、多くの時間と労力を要する。そこでも新たな精神的苦痛が生じる。

弁護士は法的争い事を解決するのが仕事であるが、依頼者の方は紛争解決過程でも、多くの苦悩に苛まれる。苦悩の一部を肩代り負担するのも弁護士の仕事である。私は弁護士の仕事は依頼者の悩み、ストレスを請負う「ストレス請負業」と考えている。

いのちの電話の相談員は、争いによる悩みに限らず、親子、夫婦、健康、精神、人生など様々な悩み、苦しみを受止めなければならない。弁護士が請負うストレスより、何倍も多く、重く、また広いと思われる。